

# ○大府市不育症治療費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、少子化対策として、不育症治療を受けている夫婦の経済的な負担の軽減を図るため、当該不育症治療に要する経費に対し、予算の範囲内において交付する大府市不育症治療費補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 夫婦 戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による婚姻の届出を行った夫婦（事実婚関係にあると市長が認めるものを含む。）をいう。
- (2) 不育症治療 不育症と診断された夫婦に対して行う不育症に係る治療をいう。
- (3) 不育症検査 不育症の診断、原因特定又は治療のための検査をいう。
- (4) 社会保険各法 次に掲げる法律をいう。
  - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
  - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
  - ウ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
  - エ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
  - オ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (5) 治療期間 不育症治療又は不育症検査を開始した日から同日以後の最初の妊娠に係る出産（流産及び死産を含む。）に至った日までの期間をいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる夫婦（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 夫婦の両方（市長が特別な理由があると認める場合にあつては、夫婦のいずれかが本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 夫婦の両方が国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者である者
- (3) 一般社団法人日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関（以下「指定医療機関」という）の生殖医療専門医に不育症であると診断された者
- (4) 大府市税を滞納していない者

(補助対象医療)

第4条 補助金の交付の対象となる医療（以下「補助対象医療」という。）は、対象者が本市の住民基本台帳に記録されている間に指定医療機関において受けた不育症治療及び不育症検査（以下「不育症治療等」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除く。

- (1) 国民健康保険法又は社会保険各法その他の法令の規定によって給付の対象となるも

の

- (2) 文書料、入院時の差額ベッド代、食事代等不育症治療等に直接関係がないもの
- (3) 出産に関するもの
- (4) 本市の他の助成制度等の対象となるもの
- (5) 他の地方公共団体による不育症治療等に係る助成（母子保健医療対策総合支援事業実施要綱（平成17年8月23日雇児発第0823001号）に基づき都道府県等が実施する不育症検査の費用に係る助成（以下「都道府県等助成金」という。）を除く。）を受けたもの

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象医療に要する費用のうち対象者が負担した額（都道府県等助成金の交付を受けることができる場合は、当該交付額を控除した額）とし、一の治療期間につき15万円を上限とする。

- 2 前項の規定により算定した補助金の額に10円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大府市不育症治療費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第3号及び第4号に掲げる書類については、申請者の同意を得て本市で確認が可能な場合は、省略できるものとする。

- (1) 大府市不育症治療費補助金受診等証明書（第2号様式）
- (2) 医療機関等の発行する不育症治療等に係る領収書（原本に限る。）
- (3) 戸籍謄本又は抄本
- (4) 住民票
- (5) 事実婚関係にある場合、事実婚関係に関する申立書（第3号様式）
- (6) 都道府県等助成金の交付を受けられる場合、当該支給の決定を受けたことが分かる書類の写し
- (7) その他市長が必要と認めるもの

- 2 前項の申請書を提出する場合においては、夫婦がそれぞれ加入している健康保険証を提示しなければならない。

- 3 本市から転出した場合において、本市の住民基本台帳に記録されている期間内の不育症治療等に限り、転出後も第1項の規定による申請をすることができる。

（申請時期等）

第7条 補助金の交付の申請は、治療期間ごとに行うものとする。ただし、治療期間が年度をまたぐ場合は、年度ごとに申請を行うことができる。

- 2 前項の申請は、一の治療期間が終了してから6月以内（前条第3項の規定により本市から転出した後に申請を行う場合は転出後60日以内、前項ただし書の規定により年度ごとに申請を行う場合は当該申請を行おうとする年度の末日まで）に行うものとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。

（交付の決定及び通知）

第8条 市長は、第6条第1項の申請書の提出があった場合は、速やかに、その内容を審

査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定による決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該決定に必要な条件を付することができる。

3 前2項の規定により補助金の交付を決定したとき及びその決定に条件を付したときは、大府市不育症治療費補助金交付決定通知書（第4号様式）により、その決定事項及び条件を申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、大府市不育症治療費補助金交付請求書（第5号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに、補助金を交付するものとする。

（台帳の整備）

第10条 市長は、補助金の交付について必要な事項を記録した台帳を整備するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、対象者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、当該対象者に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、令和3年9月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第8条の規定による交付の決定を受けた者については、この要綱の失効後も、この要綱の規定に基づき、補助金の交付を受けることができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。